

28年度農業予算概算要求における 食料・農業・農村政策に関する提言

北海道の農業は、厳しい自然条件の下で、専門的経営を主体に展開し、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

しかしながら、政府が本年3月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」では、10年後の食料自給率目標を実現可能な数値として前回より引き下げるなど、将来にわたって国民に安定的な食料供給が確保されるか不安となっています。

また、農業所得及び農村地域の関連所得の増大に向けては、生産コストの縮減などを求めているものの、農業経営は農業者の努力を超える円安等の影響によって生産資材費は増大し、加えて、稲作農家は米価暴落と直接支払交付金の半減などで今後の経営が見通せない状況にあります。

このため、食料・農業・農村基本法に掲げる理念に基づき、食料の安定供給の確保（自給率向上）や多面的機能の発揮などを実現するためには、生産現場に適応した施策の推進が求められております。

ついては、本道農業の潜在生産力を最大限に発揮し、農業・農村を担う家族農業などが持続的な農業生産を営めるよう、28年度農業予算概算要求における食料・農業・農村政策について、下記事項を提言致します。

記

・食料自給率向上等に向けた「食料・農業・農村基本計画」の具体化

新たな基本計画の具体化に当たっては、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育て、食料自給率向上や多面的機能の発揮などの実現を図るとともに、中長期的な展望に立った必要な予算を十分確保すること。

1．国内産農畜産物の販路確保及び需給安定対策

自給率目標の確実な実行を図るため、農畜産物の年産毎の生産数量目標を設定するとともに、生産数量目標に沿って生産された農畜産物については、販路確保や需給安定などに対する十分な政策支援を講ずること。

2．農業生産基盤の整備促進を図る予算の確保

食料供給力の確保に不可欠な生産基盤整備及び食料の安定供給に必要な生産・流通システムの施設整備に対する予算を拡充するとともに、計画的かつ継続的な基盤整備の推進とコスト低減対策（地元負担の軽減など）を図ること。

3．担い手支援対策の拡充・強化

青年就農給付金については、十分な予算額を確保するとともに、経営継承の実態に即し、経営開始型の要件（5年以内に経営継承及び5年以内の所有権移転など）の見直しを含め、後継者等の定着を図る支援策を強化すること。

4．農地法の根幹堅持と農地の集積・集約化への支援強化

1) 耕作者主義など農地法の根幹を堅持し、農地の権利移動の許可制や農地転用の見直しは行わないこと。

また、人・農地プランを尊重した農地の有効利用を図るとともに、一般企業の農地取得は認めないこと。

2) 農地の利用集積を一層促進するため、農地中間管理機構の特例業務にある農地売買等事業については、新たに利用権を取得した者に対し、農地面積に応じた交付金を交付すること。

・経営所得安定対策等の拡充・強化

1．主食用米の生産コストと販売価格との差額補てん

米の「需給と価格安定」の要となる米の直接支払交付金については、生産コストと販売価格との差額を補てんする経営所得安定対策の対象とし、引き続き、主食用米の計画生産を継続すること。

2．水田活用の直接支払交付金の十分な予算確保

1) 産地交付金を含め水田活用の直接支払交付金については、水田有効活用による食料自給率の向上、戦略作物や地域振興作物等の安定生産に資するため、転作拡大等に応じた十分な予算を確保すること。

2) 飼料用米については、再生産可能な所得水準の確保をはじめ、低コスト生産への取組、調製・保管施設や出荷・流通体制の整備など将来にわたり安定的な支援策を講ずること。

3．収入減少影響緩和対策の改善

収入減少影響緩和対策については、米価暴落時の緊急措置として、米の単品加入や単品支払が可能となるよう制度を改善すること。

4．経営セーフティネットの構築

農業経営体の経営安定に資するため、生産現場の意見を十分に聞き、農業共済制度（災害収入方式）や収入保険などを含め、多様な経営形態に対応できるよう「経営セーフティネット」を構築すること。

特に、農業共済制度などについては、収入保険制度導入後も継続すること。

．日本型直接支払制度の拡充・強化

1．多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）の拡充・強化

1）農地維持支払については、農地が果たしている多面的機能の価値（貨幣）評価に基づく直接支払制度として位置づけ、交付金は全額国費負担とし、かつ、地目別の全国一律単価とすること。

2）資源向上支払については、制度の安定的・継続的な運営を図るため、需要に対応した予算の大幅な増額を図るとともに、共同活動のメニューを多様化するなど地域で取り組みやすい環境を整え、制度を改善すること。

また、農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、新たな共同活動の取組メニューを追加して実施する場合は75%単価を適用しないこと。

2．中山間地域等直接支払の拡充

中山間地域等直接支払については、平場と不利地との生産条件格差相当分を補てんする政策目的に鑑み、交付金の全額を対象農業者に交付すること。

また、交付要件については、共同活動を外し、資源向上支払に集約化を図ること。

3．環境保全型農業直接支払の改善・充実

環境保全型農業直接支払については、対象農業生産活動の要件緩和や支援単価の引き上げ、申請手続きの簡素化など制度を改善・充実すること。

2015（平成27）年 8月 日

北海道農民連盟

委員長 石川 純雄